

○総務省令第八十七号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十六条の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

総務大臣 高市 早苗

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令

(法第二十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体)

(法第二十五条に規定する総務省令で定める地方公共団体)

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「法」という。)
第二十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)
(以下「同意日」という。)
の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・五二に満たない都道府県又は〇・六七に満たない市町村とする。

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「法」という。)
第二十五条に規定する総務省令で定める地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)
(以下「同意日」という。)
の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・五二に満たない都道府県又は〇・六七に満たない市町村とする。

(法第二十六条に規定する総務省令で定める施設)

(法第二十五条に規定する総務省令で定める施設)

第二条 法第二十六条に規定する総務省令で定める施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる要件に該当するものとする。

第二条 法第二十五条に規定する総務省令で定める施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 一の施設(一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。)であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)
及び当該家屋又は構築物の敷地である土地(同意日(当該同意日の同意が令和三年三月三十一日までに行われたものに限る。以下同じ。))以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)
(取得価額の合計額が一億円(農林漁業及びその関連業種(製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。))に係るものにあつては、五千万円)を超えるものであること。

一 一の施設(一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。)
(取得価額の合計額が一億円(農林漁業及びその関連業種(製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。))に係るものにあつては、五千万円)を超えるものであること。

【二略】

【二同上】

(法第二十六条に規定する総務省令で定める場合)

(法第二十五条に規定する総務省令で定める場合)

第三条 法第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

第三条 法第二十五条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

【一・二略】

【一・二 同上】

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日から施行する。